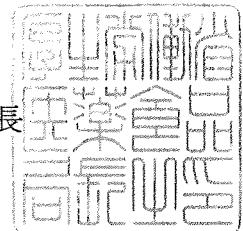




薬食発第 0710005 号
平成 20 年 7 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

薬事法施行規則の一部を改正する省令（以下「一部改正省令」という。）及び薬事法施行規則第 203 条第 3 項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合（以下「指定告示」という。）については、本日、それぞれ、平成 20 年厚生労働省令第 128 号及び厚生労働省告示第 374 号をもって公布されたところであるが、その改正の趣旨等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下関係業者への周知方よろしく取り計らい願いたい。

記

第 1 改正の趣旨

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 43 条においては、厚生労働大臣の指定する医薬品及び医療機器は、厚生労働大臣の指定する者の検定を受け、かつ、これに合格したものでなければ、販売、授与等をしてはならないものとされている。

しかしながら、近年、新型インフルエンザの世界的な流行（パンデミック）の発生による大きな健康被害とこれに伴う社会的影響等が懸念されており、仮に流行した場合には、新型インフルエンザワクチンを迅速かつ大量に供給する必要が生じる可能性がある。

そのため、今般、新型インフルエンザワクチンについては、新型インフルエンザの発生が確認され、直ちに製造を行う必要が生じた場合に限り、薬事法第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、販売、授与等を行うことができることとするため、薬事法施行規則の改正等を行ったものである。



第2 改正の内容

- (1) 一部改正省令において、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染性の疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため使用される医薬品又は医療機器であって厚生労働大臣が指定するものについては、緊急に使用される必要があるため、検定を受けるいとまがない場合として厚生労働大臣が定める場合に限り、薬事法第43条の規定にかかわらず、当該医薬品等の販売、授与等ができることとしたこと。
- (2) 指定告示において、厚生労働大臣が指定する医薬品として沈降新型インフルエンザワクチン（H5N1株）を指定したこと。
また、厚生労働大臣が定める場合を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要が生じた場合としたこと。
具体的には、新型インフルエンザ対策行動計画（鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）に規定するフェーズ4A以降に、新型インフルエンザ専門家会議の議論を経て、直ちに、国家備蓄している当該ワクチンの原液の製剤化を行うよう、ワクチン製造会社に要請した場合を想定していること。

第3 施行期日

一部改正省令及び指定告示は本日（平成20年7月10日）から施行すること。

省令

○厚生労働省令第三百一十八号
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年七月十日
厚生労働大臣 増田 寛也

薬事法施行規則の一部を改正する省令
薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

前二項のほか、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染性の疾患のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため使用される医薬品又は医療機器であつて厚生労働大臣が指定するものについては、緊急に使用される必要があるため、法第四十三条第一項又は第二項の規定による検定を受けることのない場合として厚生労働大臣が定める場合に限り、法第四十三条第一項本文又は第二項本文の規定にかかるわらず、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することができる。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

附 則

別表

職員
山形市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、福島市、福井市、横浜市、新潟市、長野市、前橋市、群馬市、高崎市、宇都宮市、栃木市、埼玉市、川口市、東京市、横須賀市、千葉市、千葉県、名古屋市、甲府市、長野市、和歌山市、高松市、岡山市、広島市、山口市、那覇市、鹿児島市、佐賀市、熊本市、大分市、高知市、山口市、宮崎市、鹿児島市、那覇市
岐阜市、静岡市、神戸市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、那覇市、鹿児島市、佐賀市、熊本市、大分市、高知市、山口市、宮崎市、鹿児島市、那覇市
福岡市、大分市、高松市、岡山市、広島市、山口市、那覇市、鹿児島市、佐賀市、熊本市、大分市、高知市、山口市、宮崎市、鹿児島市、那覇市
福岡市、大分市、高松市、岡山市、広島市、山口市、那覇市、鹿児島市、佐賀市、熊本市、大分市、高知市、山口市、宮崎市、鹿児島市、那覇市
福岡市、大分市、高松市、岡山市、広島市、山口市、那覇市、鹿児島市、佐賀市、熊本市、大分市、高知市、山口市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

○総務省告示第三百八十五号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 法人企業統計
調査票の使用目的 財務省が「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の創設に際し、資産管理会社の定義を検討するため、平成十六年度から平成十八年度までの各年度分の法

人企業統計調査年次別調査票（いずれも磁気テープに転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲 財務省主税局税制第一課
資産税係の職員及び財務総合政策研究所調査統計部調査統計課法人企業統計調査係の職員

○総務省告示第三百八十六号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計
調査票の使用者の範囲 厚生労働省大臣官房統計部企画課電子計算機室登録データ係の職員

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 厚生労働省大臣官房統計部企画課電子計算機室登録データ係の職員及び京都府人事委員会事務局職員課給与係の職員

○総務省告示第三百八十八号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計
調査票の使用者の範囲 長崎県人事委員会が、同県職員の給与制度を検討する基礎資料として県内地域別及び他の都道府県所在地の民間賃金の実態を把握するため、同県、東京都特別区及び別表に掲げる市に係る平成十七年から平成十九年までの各年分の賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票（いずれも電磁的記録媒体に転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

○総務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計
調査票の使用者の範囲 愛知県人事委員会が、同県職員の給与制度を検討する基礎資料として県内地域別の民間賃金の実態を把握するため、同県に係る平成十七年から平成十九年までの各年分の賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票（いずれも電磁的記録媒体に転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

○総務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計
調査票の使用者の範囲 佐賀県人事委員会事務局審査課給与グループの職員

○総務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計
調査票の使用者の範囲 千葉県人事委員会が、同県職員の給与制度を検討する基礎資料として県内地域別の民間賃金の実態を把握するため、同県に係る平成十九年の賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票（いずれも電磁的記録媒体に転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

○総務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計
調査票の使用者の範囲 熊本県阿蘇郡高森町大字高森1246番地

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 山梨県甲府市上石田3丁目12番9号

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 李智惠 昭和53年9月19日生

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 崔成一 昭和47年7月1日生

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 金京愛 昭和49年9月12日生

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 安有希 昭和58年5月1日生

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 鈴美里 昭和53年9月29日生

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 朴泰三 昭和32年7月15日生

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 朴初美 昭和36年2月21日生

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 朴加奈 昭和62年3月19日生

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 李早苗 昭和24年12月24日生

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 朴文龍 昭和37年5月7日生

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 横野里美 昭和39年11月3日生

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 朴愛理 平成3年6月22日生

○法務省告示第三百一十九号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条

第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため

に集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日
法務大臣 鳥居 邦夫

調査票の使用者の範囲 門広民 昭和45年8月13日生

調査票の使用者の範囲 売 戸 神戸市須磨区養老町2丁目1番17-304号
戴 薩 昭和57年3月10日生
住所 埼玉県三郷市元ヶ崎2丁目229番地1
黄奎成 昭和25年6月15日生
住所 富士市長江1丁目5番23-102号
クリチャン・エース・ラマン 平成8年2月9日生

○厚生労働省告示第三百七十九号
薬事法（昭和三十五年法律第十一号）第五十八条及び第六十条第一項の規定に基づき、医薬品等大臣の指定する医薬品等（昭和平成二十年七月十日）

1. 生物学的製剤の表沈降性を「60本」、「23本」を「174傷風混合ワクチン」の項中「2.8.
「147本」を「125本」、「84本」
の生物学的製剤の項沈降性を「3.2.8. 3.2.9.」を加える。

品又は医療機器^{トキメキ}ことにそ
医薬品又は医療機器

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一號）第二百三十三条第三項の規定に基づき検定を要し、厚生労働大臣が定める場合を次のように定める
平成二十年七月十日

○外務省告示第四百三号　平成二十年七月十日　外務大臣　高村　正彦

○厚生労働省告示第三百七十四号　平成二十年七月二十七日　内閣総理大臣　植澤利次在ナイジエリア大使　ジヨン・オガーニ・オデイ情報通信大臣

3 贈与の使用期限 平成二十一年三月三十一日
まで
署名者

1 拠助の目的及び内容 マサシーマンガツカ間道路整備計画を実施するために必要な(a) 道路及び関連施設の整備に必要な生産物及

○厚生労働省告示第三百七十六号
　食品衛生法（昭和二十一年法律第一百三十三号）第二十六条第一項から第三項までに規定する検査を行ふ登録検査機関として、次のとおり登録したので、同法第四十五条第一号の規定に基づき公示する。

登録検査機関の名称及び所在地	検査を行う事業所の名称及び所在地	登録年月日
SGSジャパン株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい 二丁目二番一号ランドマークタワー三十八階	SGSジャパン株式会社食糧・食品事業部フードテスティングセンター 神奈川県横浜市中区南仲通三丁目三十二番地一	平成二十年五月七日
株式会社エクスラン・テクニカル・センター 岡山県岡山市金岡東町三丁目三番一号	株式会社エクスラン・テクニカル・センター 岡山県岡山市金岡東町三丁目三番一号	平成二十年五月九日
株式会社エコプロ・リサーチ 静岡県静岡市清水区渋川百番地	株式会社エコプロ・リサーチ 静岡県静岡市清水区渋川百番地	平成二十年五月十九日
○厚生労働省告示第三百七十七号 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第三十六条第二項の規定により、同法第四条第 項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同法第 十五条第三号の規定に基づき公示する。		
平成二十年七月十日		

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
株式会社環境分析センター	佐々木 洋	森山 洋	平成二十年一月十日
財団法人岡山県健康づくり財団	井戸 俊夫	末長 敦	平成二十年四月一日
社団法人鹿児島県薬剤田畠光一	寺脇 康文	平成二十年四月一日	

○厚生労働省告示第三百七十八号	
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社環境分析センターについて、平成二十年四月二十日をもつてその名称を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。	
平成二十年七月十日	
変更後の登録検査機関の名称	厚生労働大臣 外添 要一
株式会社エフアイエーシー	変更前の登録検査機関の名称 株式会社環境分析センター